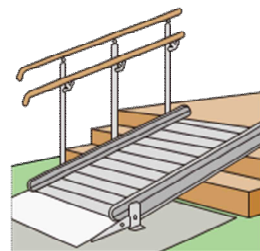


重度障害者対応GH整備費補助金

静岡県は、重度障害者対応GHを整備する社会福祉法人等に対して助成することで、障害のある方の地域生活への移行を推進するため、「重度障害者対応グループホーム整備費補助金」を実施します。



補助対象者

重度障害者対応GHを整備する法人(ただし、政令市で整備する場合は除きます。)

補助対象事業

<補助対象事業の要件>

- ① 整備後のグループホームで、障害支援区分4(50歳以上の方は3)以上の障害を持つ方が、利用者数の8割以上利用すること
- ② 重度の障害を持つ方が利用することで特に必要となる施設整備や設備整備事業を実施すること

<整備の例>

整備	整備内容
介護用リフト整備	・重度の障害をもつ方が入浴やトイレを出来るようにするため、既存のグループホームに対して介護用リフトを整備する。
特殊浴槽整備	・体の不自由な方が入浴出来るようにするため、既存のグループホームの浴室に対して特殊浴槽を整備する。
バリアフリー化工事	・体の不自由な方や車イスの方が施設内を安全に移動する事が出来るよう、既存施設のバリアフリー化工事を行い、重度障害者を受入れるグループホームを新設する。

補助の内容

- ・補助率 2/3
- ・基準額 10,000千円(補助限度額 6,666千円)
- ・対象経費 重度障害者が利用することで特に必要となる施設整備や設備整備に要する経費(介護用リフト・特殊浴槽設置費、バリアフリー工事費 ほか)

申請手続

- ・申請期間 令和6年5月～6月頃(予定) ※申請開始時に別途連絡します
- ・申請方法 所定の申請書類をメール提出(提出先: shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp)
- ・申請先 静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課就労・施設班

補足事項

- ・令和6年度のみ、令和6年度整備案件と令和7年度整備案件を募集します。
- ・年度内に事業を完了していただく必要があります。繰越は認められませんので御注意ください。
- ・令和7年度以降の整備案件について、社会福祉施設等施設整備費補助金(国庫補助金)の対象となる場合は、国庫補助申請の手続きを行っていただきますので御了承ください。

申請・問合せ

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課就労・施設班
電話: 054-221-2328